



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

(25年度酪農経営支援要員確保実証事業)

酪農の夢をかなえる 就農・経営移譲手法開発

(酪農生産基盤安定化促進事業)



一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

目 次

I	国の近代化方針等施策との関連	1
1	「食料・農業・農村基本計画」	1
2	「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」	2
3	酪農ヘルパーからの新規就農	3
4	酪農の新規就農	
	① 公益財団法人北海道農業公社……意見交換内容	4
	② 酪農の新規就農(北海道農業担い手育成センター)	5
	担い手支援部就農相談課長 森 幸二氏	
II	就農経営移譲手法開発事例報告	18
1	就農経営移譲手法開発事例「新規就農を考える IN 猿払村」	18
2	就農経営移譲手法開発事例「沖縄県で夢をかなえた新規就農者」	31

I 国の近代化方針等施策との関連

1 「食料・農業・農村基本計画」

新たな「食料・農業・農村基本計画」（22年3月30日閣議決定）において、「農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減を図るとともに、規模拡大や主要部門への経営資源集中等を通じた経営発展を促進する観点から、地域の実情を踏まえつつ、生産受託組織や酪農等のヘルパー組織の育成確保を推進する。」とされており、また、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（22年7月22日公表）において、酪農等経営におけるコスト低減・省力化のため、ヘルパー等支援組織の充実・強化を推進することとされている。

国は「食料・農業・農村基本調査会」の答申を受け、乳製品と加工原料乳に市場実勢を反映した価格形成への移行等を内容とする「農政改革大綱」と今後5年間を視野に入れた「農政改革プログラム」を10年12月に公表。

また、11年3月には「新たな酪農・乳業対策大綱」を策定し、総合的に施策を推進。

国は「食料・農業・農村基本法」（11年7月公布）に基づき「食料・農業・農村基本計画」を策定。同計画は5年ごとに見直されることになっており、現在の基本計画は22年3月に策定。

これと併せ、32年度を目標年とする新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等を22年7月に公表

基本方針のポイントとしては次のとおり

- ・ 所得補償制度の導入
- ・ 持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換
- ・ 家畜衛生対策の充実・強化
- ・ 自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換
- ・ 消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と自給飼料基盤に立脚した国民の理解の促進

2 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」

3 2年度を目標年とする新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等を22年7月に公表の抜粋

1 公表の第1の3の(3)酪農及び肉用牛生産における多様な経営の育成確保

酪農及び肉用牛生産への新規就農者の育成・確保

酪農及び肉用牛生産を営む者が減少傾向で推移する中、経営者の高齢化が進み近い将来には高齢の経営者の大量リタイアが見込まれている。

一方で将来を担うべき経営者の育成は遅れていることから、生産基盤を維持するため、新規参入者や後継者といった新規就農者の確保のための取組を推進する必要がある、特に、酪農ヘルパーについては、新規就農者の技術習得の場として活用されることが期待される。

2 公表の第1の3の(4)の② ヘルパー等支援組織の育成

酪農及び肉用牛経営におけるヘルパー等の支援組織は、畜産農家の労働負担の軽減や就業者の傷病時における経営継続の面で大きな役割を果たしており、新規就農者の育成・確保や生産基盤の維持・強化にも資するものであることから、こうした支援組織の充実・強化を推進する。

公表の第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本指針の基本的な考え方

抜粋：ヘルパー、コントラクター、TMRセンター等の支援組織の活用等の取組を織り込んで設定する。

このように、酪農ヘルパーからの新規就農への期待は大きいものがある。

次に酪農への新規参入について、社団法人酪農ヘルパー全国協会調べ、北海道農業開発公社調べ、（現在は公益財団法人北海道農業公社）、北海道庁調べの具体的な調査についての表を参照してください。

3 酪農ヘルパーからの新規就農

(1) 社団法人酪農ヘルパー全国協会調べ

酪農ヘルパーからの新規就農（毎年実施している酪農ヘルパー実態調査に基づき各都道府県団体からの報告を基に作成）

酪農ヘルパーからの新規就農者

酪農ヘルパー全国協会調べ

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
全国	5	4	4	6	5	4	3	8	7	6	10	7	4	8	6	6	9	8	5	110
北海道	5	4	4	5	3	4	3	6	4	4	8	6	4	7	4	5	7	6	3	89
都府県				1	2			2	3	2	2	1		1	2	1	2	2	2	21

酪農への新規就農(北海道)

北海道農業開発公社調べ

前の職業は問わない

	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	計
計	5	5	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	8	12	12	151
新規	4	5	8	7	10	9	10	9	10	8	4	8	6	7	11	10	126
移転	1		2	3		1		1		2	6	2	3	1	1	2	25
在地											4	5	2	1		1	13

(3) 酪農における新規就農者の推移（北海道庁農政部調べ）

酪農における新規就農者の推移（北海道庁調べ）

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23			計
新規就農計	143	172	170	195	199	206	194	182	182	169	159	174	190	168	0	0	2503
新規学卒	95	106	108	110	110	111	119	107	98	91	93	95	91	93			1427
Uターン	28	42	41	63	68	69	56	61	53	57	49	63	80	54			784
新規参入	20	24	21	22	21	26	19	14	31	21	17	16	19	21			292
新規参入(うち リース事業)	9	12	14	12	13	13	11	11	12	12	10	9	7	11			156

4 酪農の新規就農

① 公益財団法人北海道農業公社 意見交換

北海道庁農政部畜産振興課 酪農グループ 安藤邦也主査

担い手農地部 加藤正明部長

担い手支援部 森幸二就農相談課長 他

日本大学生物資源科学部 小林信一教授 他

平成 19 年～23 年までの新規就農者数 676 名のうち新規参入者 359 名、うち酪農部門は 97 名。地域別には、オホーツク(13.4%)、十勝(20.6%)、釧路(14.4%)、根室(29.9%)で約 8 割。年齢別には 20 歳台(35.1%)、30 歳台(49.5%)で約 9 割近く。北海道出身者は 37.1%で、次いで関東甲信越 32.0%。リース牧場利用は約 5 割の 10 戸、ヘルパー出身者は 1/4 程度。新規参入者の計算は経営主のみで配偶者は員数外。

酪農の中止割合は年間 3 %以上で、毎年約 200 名なので、その 1 割程度にしかない。しかし、リース牧場新規参入者は概して経営が良好で、これまでの合計 377 戸のうち 1 割が個人経営をやめているが、法人化(協業化)したものがほとんどで、経営不振で離農した農家は 1～2 戸程度。

新規参入者数やリース牧場利用者数はここ 10 年間に大きな変化は見られないが、「強い農業作り交付金」に移行した平成 16 年以前は応募者が多く予算が不足気味だったが、それ以降は予算額が減額したにもかかわらず過剰気味である。

新規参入の応募者は減少気味である。

リース牧場制度を利用しない理由

1. リース牧場は施設の改修が必要な場合は有効だが、最近は改修が必要な物件が増えており、メリットが少ない。
2. 経営が開始できるのが 1 年目の 12 月ごろになり、それにあわせて乳牛(はらみ)の導入を行うと 1～3 月に出産のピークが来るため、①1 年目の収入はないこと、②作業がその後も含めて冬季に集中して大変である。
3. 平成 22 年度から中古農機具が対象から外されたため、使いづらい。
4. 農地価格の下落などで、5 年後の買取時に担保評価が落ちて、借入が困難。
5. 現在は制度保証になっているが、以前は農協や農協役員の個人保証が求められたため、リスクが大きいため農協がリース制度を利用しない場合がある。

新規参入者の多寡は地元の受入体制にも依存する。

広尾町では平成 12 年度以降 10 人以上が参入している。

農協出資の法人経営を設立して、新規参入者を受け入れている例一津別、佐呂間、浜中、中春別が最初だが、これは負債対策。

農の雇用事業で、1,200 程度雇用されたが、3 年間に 300 人程度は農業部門に留まっている。

昨年からは、ヘルパー組合も対象になった。

ヘルパーを農協職員として雇用している例一幌延 JA がある。

② 酪農の新規就農

公益財団法人北海道農業公社担い手支援部就農相談課長 森幸二

酪農の新規就農

北海道農業公社の支援について

(公財)北海道農業公社
(北海道農業担い手育成センター)

担い手支援部就農相談課

森 幸二

1、はじめに

公益財団法人 北海道農業公社北海道農業担い手育成センターについて

2、北海道における農業担い手の現状と課題

3、北海道における新規就農(参入)支援策

4、酪農ヘルパーからの就農事例——支援策検証

5、酪農ヘルパーの新規就農に期待

公益財団法人 北海道農業公社の概況-1

(旧「社」北海道農業担い手育成センター)

<公益財団法人 北海道農業公社>

公社設立:昭和45年(1970)6月1日(同年12月26日に
農地法に基づく農地保有合理化法人指定)

主な事業:担い手育成確保事業(平成21(2009)年4月1日から実施)

農地流動化事業

農村施設整備事業

農用地開発整備事業

畜産振興事業

事業規模:287億(平成24年度(2012)実績)

事務所:本所、支所9か所、牧場1か所

公益財団法人 北海道農業公社の概況-2

(旧「社」法人北海道農業担い手育成センター)

<旧「社」北海道農業担い手育成センターの設立経過>

設立:平成7年(1995)9月1日(平成21年(2009)4月1日に
農業開発公社と統合)

根拠法令:青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する
特別措置法第5条&民法第34条

職業紹介:平成21年(2009)10月1日に職業安定法に基づく
無料職業紹介の許可

正会員:市町村・農業団体(JA含む)・北海道・・・184会員

賛助会員:農業関係企業・団体等・・・28会員

事業規模:約6億6,055万(H24(2012)一般会計)

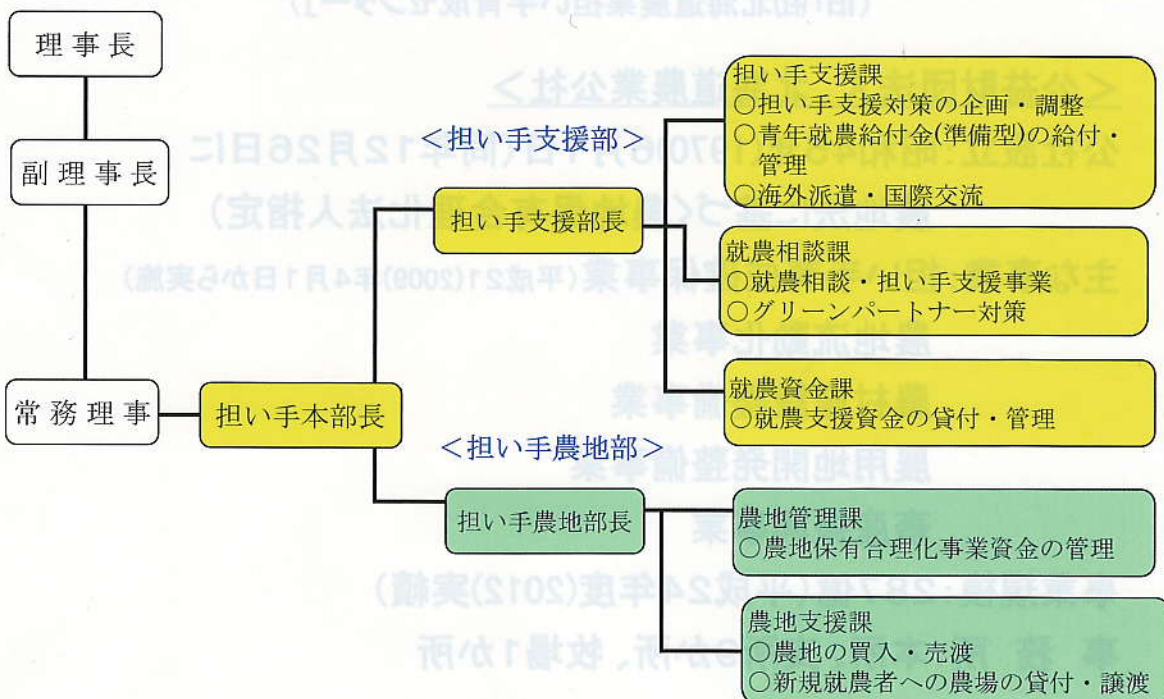
資金貸付:約43億7,393万円(H24(2012)年度末貸付残高)

住所:札幌市中央区北5条西6丁目1番地23
北海道通信ビル6F

電話:011-271-2255・011-241-7554

URL:<http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite.html>

担い手支援部(北海道農業担い手育成センター)の体制



北海道農業の地域別特色

北海道は土地面積が大きく、気象や立地条件などが地域によって異なることから、それぞれの地域において特色ある農業が展開

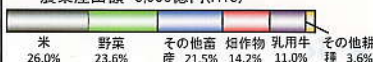
道央地帯

[空知・石狩・胆振・日高・上川・留萌]



この地帯では、稲作を中心に、野菜や軽種馬、肉用牛など地域の特色を生かした農業が行われています。

農業産出額 3,995億円(H18)



道南地帯

[後志・渡島・檜山]



この地帯は、稲作のほか、施設園芸や畑作、果樹などの集約的な農業が行われています。

農業産出額 896億円(H18)



道東(畑作)地帯

[オホーツク・十勝]

この地帯では、麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょ、畜産を中心とした大規模な機械化畑作経営が行われています。



農業産出額 4,113億円(H18)



道東(酪農)・道北地帯

[宗谷・釧路・根室]



この地帯は、EU諸国に匹敵する草地型の大規模な酪農経営が展開されています。

農業産出額 1,524億円(H18)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

※ 地図の地帯区分はH22.4現在。
H22年4月に留萌管内から宗谷管内へ編入された幌延町のデータは、「道央地帯」に含まれている。

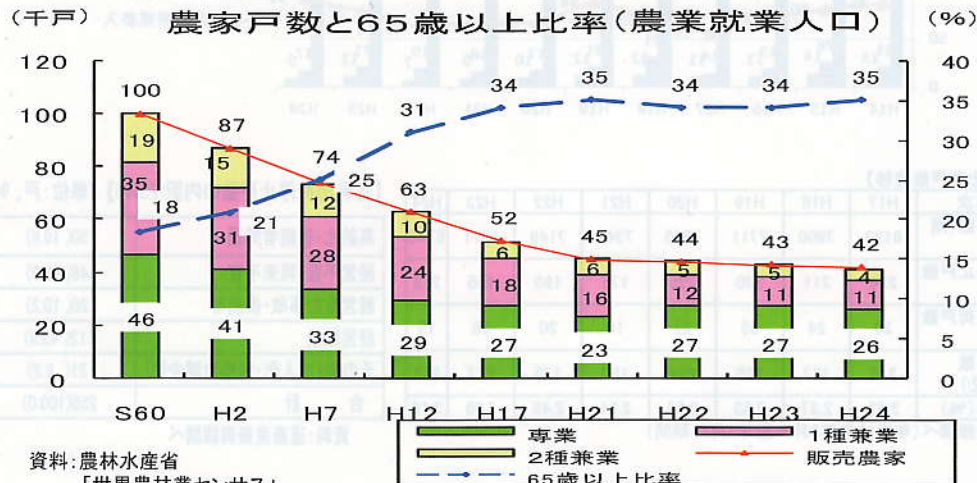
北海道の農家戸数

農家戸数は年々減少し、H24年(2012)販売農家は約42,000戸

H12年(2000)の約63,000戸から21千戸減少して約67%

生産法人はH12年の1,794法人からH25年の2,834法人へ 1.6倍に増加

農家戸数の減少とともに高齢化が進み、65才以上の比率は近年3割を超える



農業の担い手(経営体)の動向

○農業経営体数は年々減少し、24年2月現在では4万4,200経営体。認定農業者数も、家族経営の法人経営への移行等から減少に転じており24年3月現在で3万1,763戸

○農業生産法人数は年々増加し、25年1月現在では2,834法人。このうち複数戸法人は837法人

○新規就農者数は、近年は概ね600~700人で推移。24年は626人で、前年に比べ52人の減少

○農作業を請け負うコントラクター数は、23年度末現在では316組織で年々増加

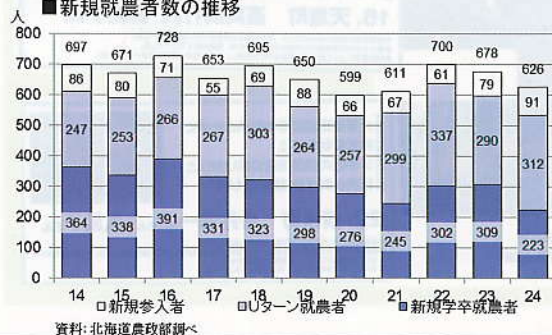
■農業経営体数と認定農業者数の推移



■農業生産法人数の推移



■新規就農者数の推移

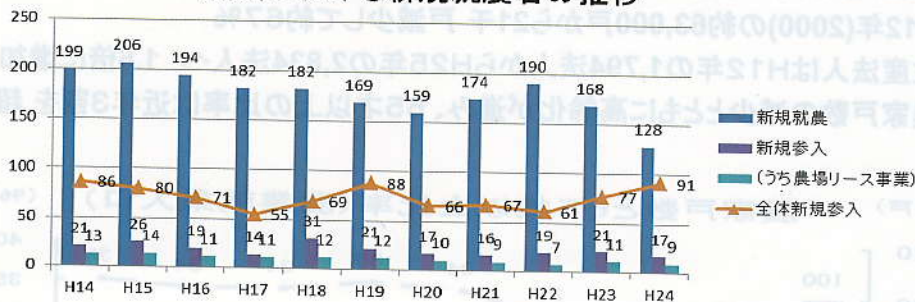


■コントラクター数の推移



北海道酪農の担い手の状況

酪農における新規就農者の推移



【生乳出荷戸数推移】

年次	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
出荷戸数(期首)	8123	7900	7711	7545	7347	7149	6971	6746
出荷停止戸数(①)	234	211	230	225	175	195	255	228
新規出荷戸数(②)	20	24	35	22	18	20	28	15
減少戸数(①-②)	214	187	195	203	157	175	227	213
減少率(%)	2.63	2.37	2.53	2.69	2.14	2.45	3.26	3.16

道農政部調べ(年次は各年2月～翌年1月の期間)

【生乳出荷停止戸数の内訳(23年)】(単位: 戸、%)

高齢化・後継者問題	50(19.6)
経営不振・将来不安	46(18.0)
経営者の事故・疾病等	26(10.2)
経営転換	112(43.9)
その他(法人化・労働力減少等)	21(8.2)
合 計	255(100.0)

資料:道畜産振興課調べ

『農業経営の担い手確保と定着条件』

(北海道内での農業参入への夢を実現した24の事例集)

耕種継承事例

予期せぬ形で農業へ
研修先の農業経営を引き継ぎ、
市内唯一の大規模経営を目指す

9. 恵庭市 濱田 誠さん

- ◆思いがけず大規模経営の研修先で働くこと。
- ◆研修先の経営者から、市内唯一の大規模経営を引き継ぐこと。
- ◆家族経営の継承をもち、大規模経営を目指す。

体験実習先から突然の農場譲渡の提案
その2日後には就農を決断し、
野菜作の世界に飛び込んだ
そして1年足らずで研修を終え、
農業経営者の道を走り始める

11. 三笠市 野見山朋秀さん・絵美さん

- ◆研修先の農場主から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の農場主から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の農場主から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。

畑作を生業の職業としたい
一強い信念に支えられた
畑作の新規参入

21. 中札内村 田中賢衛さん

- ◆研修先の農場主から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の農場主から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の農場主から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。

農業経営の担い手確保と 定着条件

平成23年度 就農啓発基金委託事業



公益財団法人 北海道農業公社
一般社団法人 北海道地域農業研究所

畜産継承事例

生産者組織のサポートを得ながら
第三者継承による新規農業参入を
果たす

14. 美深町 古川満之さん・陽さん

- ◆研修先の生産者組織から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の生産者組織から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の生産者組織から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。

第三者継承に向け研修を開始するも
思わぬトラブルで頓挫
それにめげずに別の牧場で研修を
再スタート、予定通りに経営継承を
果たし、滑り出しも順調

16. 天塩町 高岡尚行さん・真紀子さん

- ◆研修先の生産者組織から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の生産者組織から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の生産者組織から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。

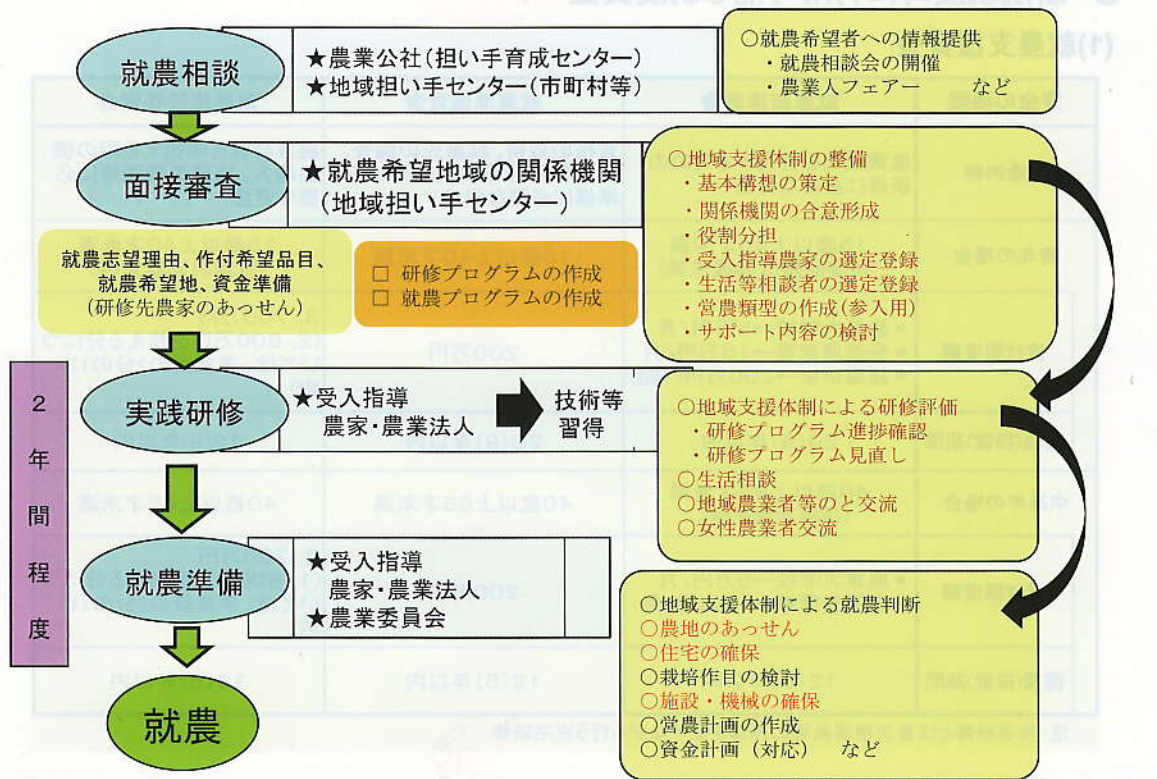
大規模酪農経営の継承のために
株式会社を設立
3年後の経営継承の買い取りと
代表の交代を目指している

22. 清水町 青井慎一郎さん・久里子さん

- ◆研修先の生産者組織から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の生産者組織から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。
- ◆研修先の生産者組織から、突然の農場譲渡の提案。しかし、就農を決断。

新規参入者への就農支援システム事例－1

～最初に本気で新規参入者を受入れるかを徹底して話し合う～



新規就農者(新規参入者)への支援施策－1

○新規就農時に利用可能な支援施策

○青年就農給付金(国)

- ・45歳未満で就農(雇用就農を含む)を予定する者が行う農業研修に対し最長2年間各年150万円を給付
- ・45歳未満で自営就農した者に対し、最長5年間各年150万円を給付(夫婦で就農の場合は275万円)

○農地保有合理化事業(国)

- ・地域における農地の利用集積と効率的・安定的な経営体の確保・育成を図るため、農地保有合理化法人(北海道農業公社等)が、経営縮小者や離農者等から農用地等を買入れ担い手農業者等に一定期間貸付後、売渡を行う事業

○経営体育成支援事業(国)

- ・融資主体型補助事業:融資残に対し3/10以内300万円を限度に助成

○農畜産業機械リース等支援事業

- ・新規就農者が営農開始に必要な農業機械をリースする場合物件購入相当の1/2以内を支援

新規就農者(新規参入者)への支援施策－2

○ 新規就農時に利用可能な制度資金－1

(1)就農支援資金

資金の種類	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金内容	農業技術を習得するための研修に必要な資金	資格の取得、就農先の調査、住居の移転等就農に当たっての準備に必要な資金	農業経営を開始する際の機具購入、施設の設置等に必要な資金
青年の場合	15歳以上40才未満 (指導研修は40歳未満)	15歳以上40才未満	15歳以上40才未満 (就農計画認定時)
貸付限度額	* 農業大学校→5万円/月 * 先進農家等→15万円/月 * 指導研修→200万円(1回)	200万円	3,700万円 (2,800万円を超える分については、事業費の2分の1以内)
償還(措置)期間	20(9)年以内	20(9)年以内	12(5)年以内
中高年の場合	40歳以上65才未満 (指導研修を除く)	40歳以上65才未満	40歳以上65才未満
貸付限度額	* 農業大学校→5万円/月 * 先進農家等→15万円/月	200万円	2,700万円 (1,800万円を超える分については、事業費の2分の1以内)
償還(措置)期間	12(5)年以内	12(5)年以内	12(5)年以内

注:指導研修とは普及指導員等の指導を受けながら行う在宅研修

新規就農者(新規参入者)への支援施策－3

○ 新規就農時に利用可能な制度資金－2

(2)公的農業融資制度の概要

農業近代化資金及び日本政策金融公庫資金並びに農業改良資金について、融資条件の改善等が行われ借入希望者の要件に応じた機動的な資金選択が可能。

資金名	農業近代化資金	日本政策金融公庫資金	農業改良資金
認定農業者向け その他担い手向け		農業経営基盤強化資金 (スーパ－L) 経営体育成強化資金	
資金の性格等	経営改善のための一般的な長期資金(有利子)		特別な場合の長期資金 (無利子)
	農協等民間金融機関の貸付のうち政策的要件に該当するものに利子補給	償還期間、資金規模、資金使途の面で農協等民間金融機関で対応し難い場合に日本公庫が融資	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に無利子資金を日本公庫が融資 ※H22.10.1から貸付主体が道から日本公庫へ移管

新規就農者(新規参入者)への支援施策－4

○ 新規就農時に利用可能な系統資金

- (1) J A 新規就農応援資金(JAにより取扱が異なります)
- (2) J A 北海道信連 新規就農者資金(JAが窓口となり信連で審査・貸付を行います)

資金種別	資金使途	貸付限度	返済期間	融資利率	債権保全	貸付の相手方
JA新規就農 応援資金	新規就農者の農業経営の開始を支援するため、就農施設資金を優先使用したうえで制度上の取扱から活用できない場合(中古住宅の取得など)を補完する資金	1000万円以内	12年以内 (据置5年以内)	JAで定める	JAで定める (農業信用 基金協会 保証可能)	1 JAの正組合員(予定を含む) 2 認定就農者で自ら農業を始める者 3 認定就農者で農業を開始してから通年で経営実績が3期未満の者
北海道信連 新規就農者資金	新規就農者向けの各種制度を優先活用したうえで、制度上の取扱から活用できない、または活用した場合に資金繰りに支障を来す場合に補完に必要な資金	5000万円以内 (運転資金は500万円以内) (住宅資金は1000万円以内)	25年以内 (運転資金は10年以内)	変動金利	資金使途により異なる	JAで定める

新規就農者(新規参入者)への支援施策－5

(畜産関係での組み合わせ例)

公社営農場リース事業(国&北海道)

離農畜産農家の経営資源を新規就農者が円滑に継承することに支援し生産力及び農村地域の活力を維持する

＜次の事業を組み合わせ実施：H24(2012)年度時点＞

・農地保有合理化事業

離農農家の農地及び施設を北海道農業公社が買い上げ新規就農者に5年間貸与後売り渡す

・農畜産業機械リース等支援事業

新規就農者が営農開始に必要な農業機械をリースする場合物件購入相当の1/2以内を支援

・強い農業作り交付金

離農農家の牛舎等施設の整備及び牛の個体導入を支援(175千円/頭を限度・40頭以内)

公社営農場リース事業の実績

OS57(1982)～H24(2012)の間の累計で346戸が就農

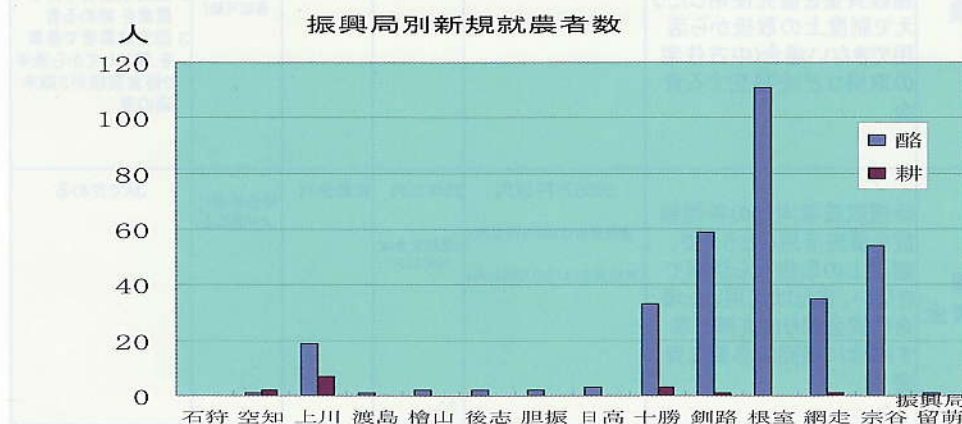
<内訳>

酪農新規参入 : 292戸

酪農移転・拡大: 40戸

耕種型 : 14戸

※耕種型農場リース事業はH12(2000)迄実施



新規参入者への就農支援システム事例－3

(2)常設研修農場による支援システム－2

<(有)浜中町就農者研修牧場>

<経過>

- ・浜中町内で就農を希望する研修生の実践的な研修施設として、町及びJAによって平成3年に開設され、平成16年に法人化
- ・現在は本場及び1分場によって構成され常時5～6組の研修生が研修中

<研修の概要>

○募集要件

- ・「やる気」「根気」「元気」「地域ときちんと向き合える気質」
- ・酪農経験は不問。年齢は「おおむね40歳」までの者(「体力的」な問題。牧場買い入れ時の多額な借入金の返済を考慮)自己資金額の条件なし
- 研修期間、おおむね3年程度
- ・研修期間中は、牧場従業員として夫婦で25万円/月(妻:パート契約)を支給

○現在研修者:本場4組(8人)、分場1組(2人)



浜中町就農者研修牧場



農業経営継承事業(日本版ファームオン) - 1

(継承希望者の事業対象年齢は45才未満です)

○20年度(2008)から「農業経営継承事業」(通称「ファームオン」)の取り組みを始めました

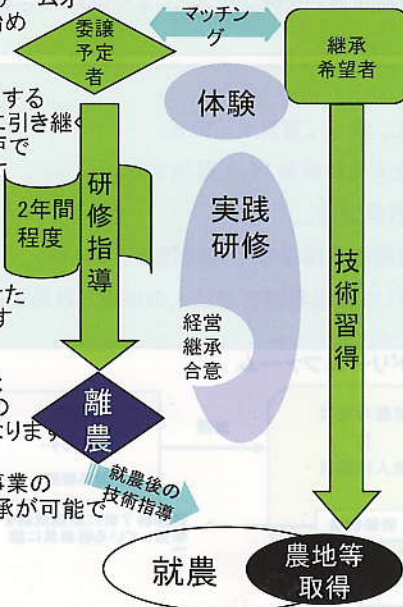
○第三者継承とは離農する前に経営を第三者に引き継ぐシステムで、既に11戸で継承が完了しています

○H25年(2013)9月末で24件の農家が登録中で、うち3件で継承に向けたプロセスが進行中です

○北海道の経営は大規模なので、継承希望者に一定程度の自己資金が必要となります

○就農時には合理化事業の活用による農地の継承が可能です

経営継承のフロー



新規・独立就農希望者の皆さん

優良な経営を引き継ぎ、スムーズな新規就農へ!

農林水産省補助事業

就農希望者と継承者を募集し、マッチングして支援

【事業の流れ】

- 1 就農希望者と継承者を募集し、マッチングを実施する。
- 2 就農希望者と継承者が、マッチングした上で、研修を受ける。
- 3 研修を受けた上で、就農希望者が、継承者の経営を引き継ぎ、新規就農を行う。

【申し込み・問い合わせ先】

北海道農業・食料政策推進センター TEL: 011-222-1111 FAX: 011-222-1112

○経営継承事業を利用して移譲された経営体(農場)

NO	移譲年月	住所	移譲者年齢(才)	継承者年齢(才)	前職	経営作目(頭、ha)	備考
1	H22年1月	天塩町	57	29	牧場従業員	酪農(48, 48)	
2	H22年11月	美深町	79	35	牧場従業員	酪農(40, 30)	
3	H23年1月	清水町	66	24	酪農ヘルパー	酪農(105, 56)	○
4	H24年1月	天塩町	64	25	牧場従業員	酪農(55, 71)	
5	H24年1月	北見市	68	29	酪農ヘルパー	酪農(43, 49)	
6	H24年4月	遠軽町	65	31	牧場従業員	畑作(-, 38.5)	
7	H23年4月	遠軽町	64	55	会社員	酪農(53, 28)	○
8	H23年7月	釧路市	63	26	牧場従業員	酪農(82, 84)	○
9	H25年1月	足寄町	63	33	牧場従業員	酪農(40, 30)	
10	H25年2月	稚内市	59	32	酪農ヘルパー	酪農(78, 60)	
11	H25年4月	清水町	65	30	酪農ヘルパー	酪農(50, 19.5)	

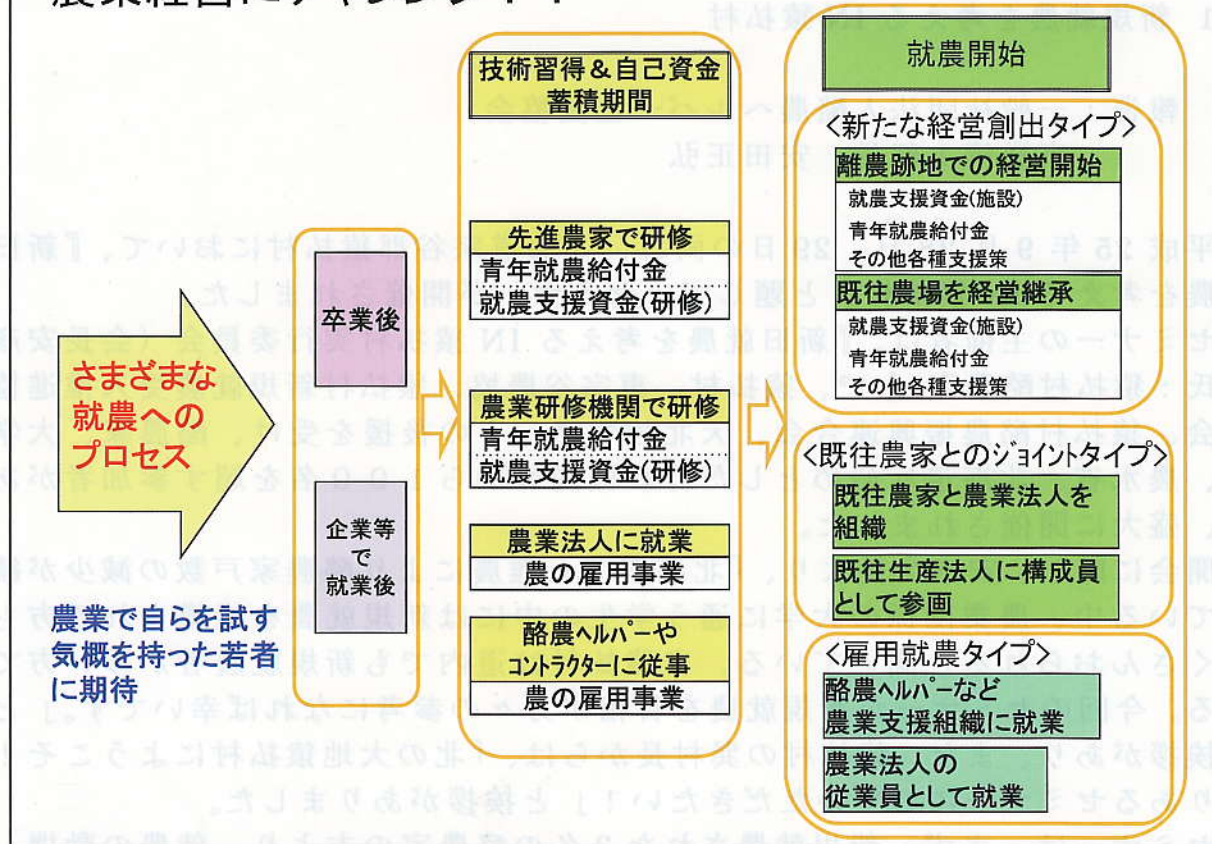
<備考>

NO3は継承者と継承法人を設立しH26年完全移譲予定

NO7は体験研修後地域農業者と法人を設立して移譲

NO8は体験研修3カ月で移譲

農業経営にチャレンジ！！



Ⅱ 酪農経営移譲手法開発事例報告

1 新規就農を考える IN 猿払村

報告：一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
事業第1部長 安田正弘

平成25年9月28日、29日の両日、北海道宗谷郡猿払村において、『新旧就農を考える IN 猿払村』と題して、セミナーが開催されました。

セミナーの主催者は、『新旧就農を考える IN 猿払村実行委員会（会長安彦隆氏：猿払村酪農家）』で、猿払村、東宗谷農協、猿払村新規就農受入推進協議会、猿払村酪農振興連合会、天北放牧ネットの後援を受け、酪農家、大学生、農水省、北海道庁始めとした行政機関等から100名を超す参加者があり、盛大に開催されました。

開会に際し、安彦会長より、「北海道でも離農により酪農家戸数の減少が続いている中、農業関係の大学に通う学生の中には新規就農を規模される方もたくさんおられると聞いている。当猿払村は道内でも新規就農者が多い方である。今回のセミナーが新規就農を目指す方々の参考になれば幸いです。」との挨拶があり、また、猿払村の巽村長からは、「北の大地猿払村にようこそ！実りあるセミナーにさせていただきたい！」と挨拶がありました。

セミナーは、まず、新規就農された3名の酪農家の方より、就農の動機、就農するまでの経緯、就農後の状況について発表がありました。

それでは、二日間のセミナーについて以下に報告いたします。

セミナー① 新規就農事例発表

Aさんは、千葉県出身で、道内の大学を卒業後、酪農ヘルパー利用組合に就職し、一足早く卒業され、同じ酪農ヘルパー利用組合に就職されていたご主人と結婚。

平成21年11月に現在地で酪農を開始されました。牧場の選定に際しては、道内各地の情報を入手し、平成21年に道北の牧場をリース事業で取得し、現在は、搾乳頭数50頭を主に放牧で飼養されております。リース事業も25年度で終了し、26年には完全に取得する予定とのことです。

現在、Aさんは育児中心の生活ですが、地域のママさんとの交流を深めることに熱心に取り組んでおられます。将来は、キャンピングカーを買って、ご主人といろいろな所を旅行する夢を持っており、その実現のためにも酪農経営を頑張ろうと考えているとのことです。

Bさんは、大阪府の出身で、道内の大学を卒業後、道東の牧場で研修生として酪農の技術を学び、離農予定の牧場を継承出来るとの情報を得て、今の牧場のある町に移住し、継承予定の牧場で研修生として働いた後、平成18年に経営を譲り受けられたとのことです。知らない土地での就農に際しては不

安もありましたが、前の牧場主の支援を得て、地域の皆さんとの交流を続け、地域に溶け込むことが出来た、と話されました。

現在、Bさんは搾乳頭数30頭を、主に放牧で飼養されております。Bさんのモットーは「何でも自分一人でやろうとせず、自分で出来ること、出来ないことを区別して、周りの仲間達の理解と協力を得ることで生活も経営も安定する」とも話されました。

Cさんは、埼玉県出身で、東京都内の大学の工学部を卒業後、電力会社に勤務されていましたが、会社の社内旅行で訪れた北海道で酪農をしたいという思いが強く、家族を連れて、平成12年に道北の牧場に研修生として入り、2年間の研修の後、リース事業を利用して就農されたとのことでした。

現在、Cさんは搾乳頭数45頭を主に放牧で飼養されております。Cさんは、「酪農は特別な仕事ではない、全くの素人である自分でも2年の研修期間中に酪農をやっていく基礎的な知識、技術は身に付けることが出来た。後は、地域の仲間との交流を大切にすることで、地域に溶け込むことが出来た。」と、地域との関係強化が成功への一歩であると話されました。
地域にいかに溶け込むかが成功のポイント

発表された3名の方は、いずれも道外出身で、就農までの道のりも決して楽ではなかったと思います。しかしながら、3名とも異口同音に、酪農を続けていく上で最も必要なことは、地域の仲間や近隣の方々との交流にあると言われていたのが印象的でした。

セミナー② 新規就農するための手法、制度

3名の事例発表の後には、関係機関の方より、新規就農に際しての制度や政策の説明がありました。発表者の中にもリース事業を活用して就農された方がありましたが、リース事業を利用して新規に就農された酪農家は、昭和57年から平成24年の間に333名おられるとのこと、これからも活用出来る有利な制度であるとの報告がありました。その他にも「居抜きによる継承」等がありますが、譲渡する方の離農後の生活の目途が立たないとなかなかうまくいかないとの報告もありました。

セミナー③ パネルディスカッション

事例発表の3名を交えて、「パネルディスカッション」が行なわれました。参加者からは、どのように研修を行なったのか、就農に際してかかった費用はどれくらいか、また、その資金はどのようにして工面したのか等々、多くの質問が飛び交い、酪農を始めたいという強い意気込みを感じました。

セミナー④ 現地研修

猿払村で、23年秋に離農されたD牧場跡地に移動し、北海道農業開発公社の担当の方から、実際に、このD牧場でリース事業を利用して就農する場

合に、どのような手続きをし、どれ位の費用になるのかの説明を受けました。

D牧場は40頭牛舎で圃場面積は40haと地域では平均的なレベルの規模で、牛舎を少し補修する必要があるものの、希望者があればすぐにでも就農可、とのことでした。

交流会

夕食は、地元漁業協同組合等も参加され、さながら異業種交流会というものでした。猿払村は、日本でも有数のホタテ収穫量を誇り、酪農に負けず劣らず若い後継者がたくさんいるとのことで、活気ある交流会となりました。

セミナー⑤ 自治体による取組事例の紹介

ア、『新得町レディースファームスクール』の紹介

帯広畜産大学の学生から、同スクールの設立の目的、卒業生の中で酪農（畜産）に従事している4名の方の現状報告がなされました。

同スクールは平成8年に、就農を希望する女性のための研修所として新得町に設立されました。酪農コース、肉牛コース、畑作コースがあり、酪農コースについては1年間に4カ所の酪農家で、朝晩の搾乳等の仕事等を研修する仕組みになっています。

これまで、146名の方が同スクールを修了されていますが、その方達の出身地は道内よりも道外が圧倒的に多く、特に関東や近畿地区の出身が75%を占めている、とのことでした。また、同スクールを修了された多くの方が、新得町内や道内で農業に従事されており、北海道の農業に与えた影響は多大なものがあるとの報告でした。

事例の4名の中で、1997年度修了された方は、酪農ヘルパーを経験された後、新得町内で新規に酪農を始められ、現在も営農されているとのことでした。また、その他の3名についても、町内の酪農家に勤務されている方、酪農ヘルパーに従事されている方、結婚後も町内の肉牛育成、肥育牧場に勤務されている方等々、同スクールが地域に根差している様子が報告されました。

イ、自治体の取組事例

北海道大学小林教授より、新規就農に対する道内自治体の取組事例の報告がありました。

ウ、猿払村新規受入推進協議会の状況について

同協議会小泉会長より、同村の受入体制等について説明がありました。小泉会長は埼玉県出身で、大学卒業後、平成元年にリース事業を利用して猿払村で就農され、現在は、70頭（内搾乳40頭）を飼養されております。

エ、グループディスカッション

セミナーの最後は、「自治体による研修制度、受入支援制度のあり方について」をテーマに参加者が8つのグループに分かれて意見交換を行ないました。

酪農に就農したいという若者が直面する課題や、それに行政や農協組織がどのように応えていくべきか等々、様々な意見が出ました。



北海道における新規就農者の推移

単位：戸

年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
新規就農全体	697	671	728	653	695	650	599	611	700	678	626
酪農への新規就農	199	206	194	182	182	169	159	174	190	168	128
内新規学卒	110	111	119	107	98	91	93	95	91	93	51
内Uターン	68	69	56	61	53	57	49	63	80	54	60
内新規参入	21	26	19	14	31	21	17	16	19	21	17
内農場リース事業	13	14	11	11	12	12	10	9	7	11	9

北海道農政部調べ（リース事業は実施年度）

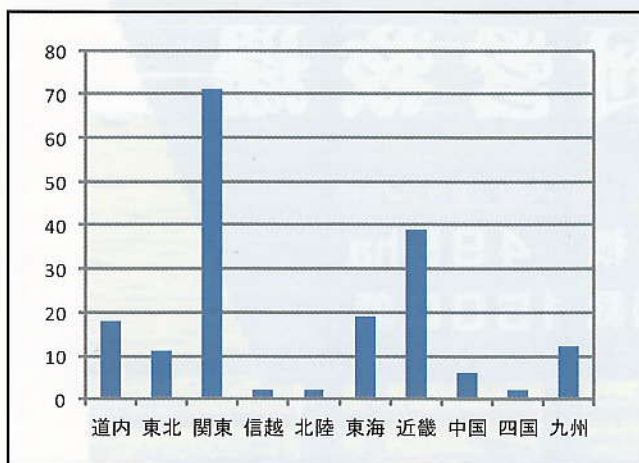
新得レディースファーム（帯広畜産大学資料より）

年度	応募者数	選考者数	入校者数	修了者数
平成8年度	13	10	10	9
9年度	49	11	11	11
10年度	25	10	10	10
11年度	30	10	11	10
12年度	19	13	12	12
13年度	14	13	13	6
14年度	14	11	11	8
15年度	21	13	13	12
16年度	15	13	13	10
17年度	10	10	9	7
18年度	12	10	10	5
19年度	9	9	9	7
20年度	10	10	10	7
21年度	9	9	9	9
22年度	17	9	8	7
23年度	17	10	10	10
24年度	15	10	9	6
合計	299	181	178	146

1. 応募状況

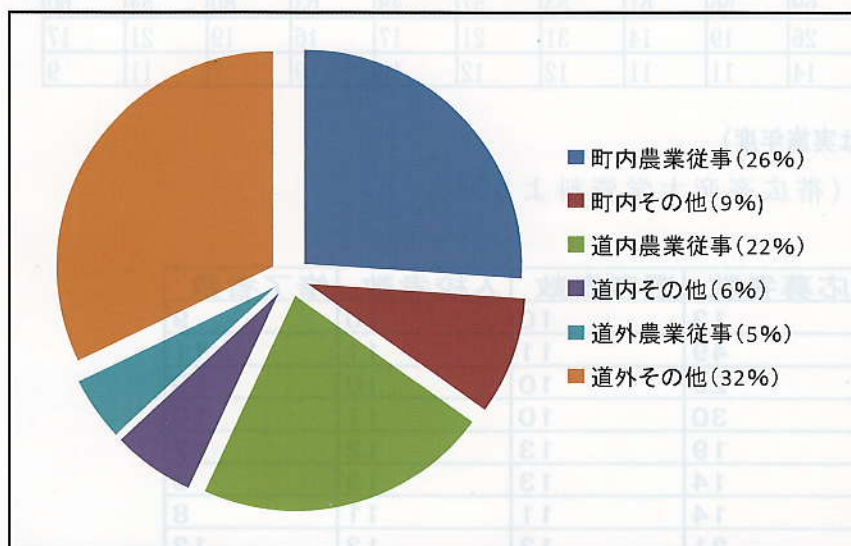
平成 17 年度からは応募者数が減少し、入校者が 10 名を下回る年もある。

2. スクール入校者の出身地（研修中止者含まず）



関東や近畿地域の出身者が多い！！

3. スクール修了生（146 名）の状況





(公財)北海道農業公社(北海道農業担い手育成センター)では、各市町村地域担い手育成センター(市町村、農業委員会、農協)や農業改良普及センターなどと連携をしながら、北海道で農業を始めたい、農業法人に就職したいと思っている方々のために、就農研修、体験実習の受入れ先の紹介や求人情報の紹介、農地取得・資金面のサポートなど、農業を始めるために必要なことについて相談に応じアドバイスしています。

I 自分の描いたイメージをここで整理してみましょう

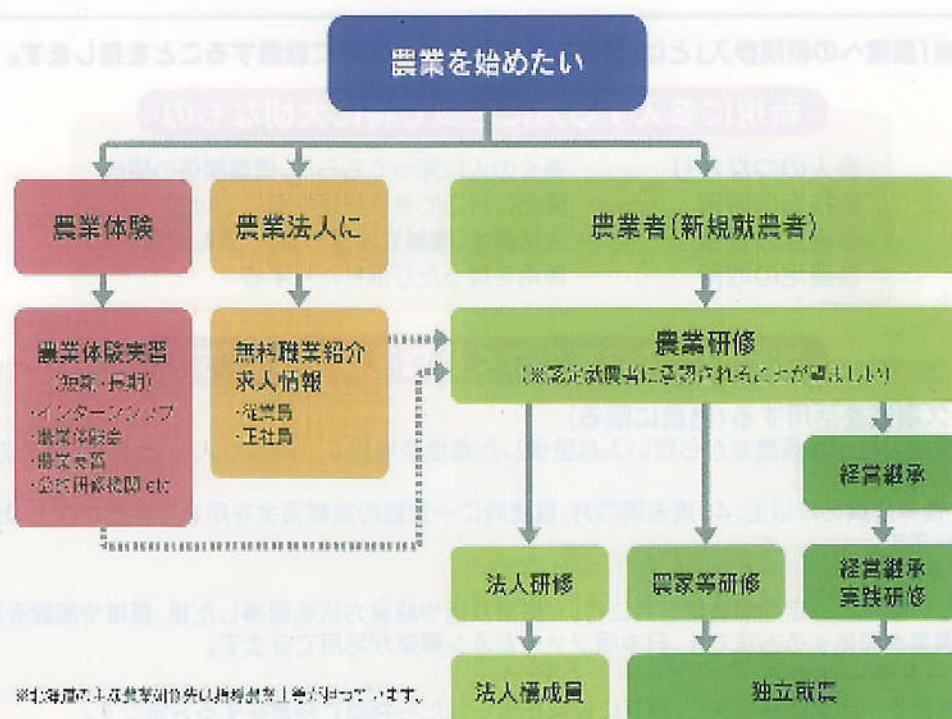
農業をはじめたい、農業法人に就職したい、農業体験してみたい。けど、どうしたらいいのが。
北海道農業担い手育成センターでは、就農コーディネーターがわかりやすく相談に応じます。

1 意欲と情熱が絶対条件

2 自分はどんな農業をイメージしているかはっきりすることです。

- ① どんな農業をやるか(野菜、畜産など)
- ② 何処で就農するか
- ③ どんな形で就農するか(自営、就職など)

3 自分はどのタイプ

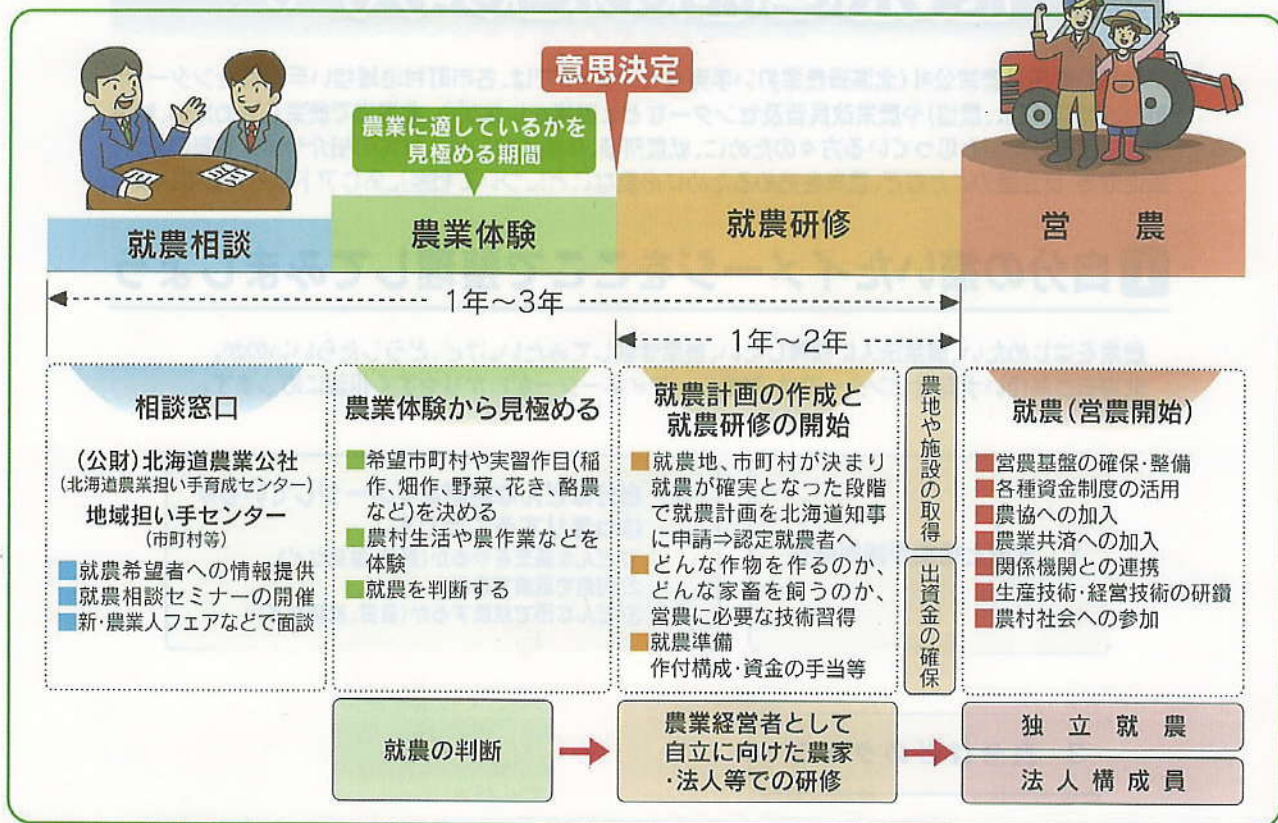


※北海道の主な農業関係機関は掲載されています。

(公財)北海道農業公社(北海道農業担い手育成センター)では、農業法人への就業による就農希望者へ無料職業紹介を実施します。

Ⅳ 就農までのステップ

1 農業への新規参入への流れ



※「農業への新規参入」とは、農業以外の職業から新たに就農することを指します。

新規に参入する方にとって特に大切なもの

- 人のつながり …… 多くの人に知ってもらう。信頼関係の醸成
- 技術の習得 …… 変化に対応できる技術を身につける
- 資金の確保 …… 生活資金、機械や施設の購入、運転資金
- 農地の取得 …… 農地を買ったり借りたりする

比較的リスクを少なく経営を開始する方法

- 農場リース事業を活用する(酪農に限る)
 - 北海道農業公社が離農農家から買い入れ整備した農地や施設を一時借り入れ(5年以内)その後、買い取る仕組みです。
 - ただし、農業経験2年以上、40歳未満の方、就農時に一定額の営農資金を用意できるかなどの適性適格条件があります。
- 経営を引き継ぐ
 - 離農したい農家と一定期間農業を共にを行い、農業技術や経営方法を習得した後、農地や施設を譲り受けて新規に農業を開始する方法です。日本版ファームオン事業が活用できます。
- 経営のパートナーとなる
 - 既存の農家で一定期間研修をし、相互に理解が得られたら共同で経営をする方法です。
 - また、農業生産法人で、研修生あるいは従業員として働き、相互に合意が得られたら構成員となる方法です。
 - 道内の市町村の中には、新規就農者を支援するために特別措置条例などを設けて奨励金の交付や制度資金の利子補給などの支援をしているところがありますので、詳しくは該当地域担い手育成センターにお問い合わせてください。

2 就農を決意し、具体的な計画が固まったら就農計画の認定を

事前準備

一定の期間、研修を受けて就農地、市町村が決まるなど就農が確実となった段階で、地域の関係機関の指導を受けて就農計画を作成し、北海道知事に申請します。

農業経験が必要

まずは農業体験から

本格化
幅広い経験を

農業研修

認定までの流れ

就農計画の作成

どんな作物を作るのか、どこで農業を始めるのか、いつどこで技術を習得するのか、資金をどうするのかなど、営農開始に向けた具体的な計画を作成します。将来の農業経営の構想、就農時・就農5年後の目標、研修計画、経営開始計画、資金計画などを記載します。

就農予定地の市町村、農業改良普及センターに相談してください。

市町村へ申請

認定希望者は市町村から振興局を経由して、道農業経営課に提出されます。

計画の審査

北海道就農計画認定委員会の審査を受けます。

就農計画の認定

就農計画が北海道知事の承認を受けると、「認定就農者」となります。

認定就農者

就農研修

就農・経営開始

「就農計画」認定によるメリット

● 北海道の認定を受けた場合（知事より「認定就農者」の承認を受けたものに限る）

- 1 就農支援資金の金利無利子貸付
先進農家での研修や研修教育施設で行う場合の研修資金や就農準備のための資金、経営開始のために必要な資金を利用できます。
- 2 マンツーマンの指導援助
営農計画作成から経営が確立するまで、関係指導機関、指導農業士等から指導が受けられます。
- 3 農業近代化資金での特例措置
就農計画に基づき就農に必要な農業近代化資金の償還期限、措置期間の特例措置を受けることができます。
- 4 農業改良資金での特例措置
就農計画に基づき就農に必要な施設の設置等につき、経験不足による収益性のリスク軽減のために、据置期間、償還期間の特例措置を受けることができる。
- 5 就農認定者には農地の斡旋などが受けれます。

就農開始への準備

- 1 当面の生活費が必要です（北海道農家経営統計調査による）。
例えば、1年間1人当たり120万円、2人で240万円。一定の収入が見込まれるまで2年として
 $240\text{万円} \times 2\text{年} = 480\text{万円}$ 必要。
- 2 営農開始のための自己資金がいくらありますか
例えば、（営農開始時の生産資材）
全国新規就農相談センターの調査によると、新規就農者が農業を始める際に用意した資金の平均額は約900万円といわれています。また、北海道農業担い手育成センターが調査した結果を見ても相当な金額を準備する必要があります（資料の項22ページ参照）。
- 3 制度資金及び支援措置の活用
資金を借り受ける場合は保証人が必要となります。
- 4 忘れやすい税金、農業者年金の保険料
 - 市町村民税、国民健康保険税（前年の所得に課税されます）。
 - 国民年金は20才以上60才までの全員加入

※資料編に新規就農者（新規参入者）の実態調査結果がありますので参照してください。

(2) 農業経営継承事業

農業経営継承事業の流れ

経営継承希望者の募集

経営移譲希望者の募集

顔合わせ・事前体験(1~2週間程度)1農場に複数の継承希望者派遣も

体験中は無報酬、
農場までの交通費は体験者の自己負担
原則として移譲者宅に宿泊、
連続できない場合は分割も可

体験費用の一部助成として、
農場側に1件あたり2万円を助成
(体験者には全国農業会議所が負担する
傷害保険に加入)

両者の合意(マッチング)の後、技術・経営継承実践研修(6ヶ月~2年)

研修にあたっては、「雇用契約」を締結

指導謝金等として月額最高10万円を助成

コーディネートチーム(農委会・市町村・JA・普及)の設置、支援

進行状況の確認・助言等、
経営継承合意書の作成支援
必要に応じ税理士などの専門家を派遣し、
権利関係を明確化

経営継承合意書の締結

経営継承の開始[両者の希望、条件にあった継承方法で(0~5年以内)]

1. 即時に継承

2. 共同経営の後、継承

3. 法人化し代表を交代

譲渡希望者の要件：後継者がおらず、5年以内に経営を中止して第三者に移譲する意向があること
継承希望者の要件：農業経営を行っておらず、独立就農に意欲を持ち、地域の担い手になれること

12 就農を支援する組織など

就農後、生産技術や経営上の問題を解決するためには、その地域の農業改良普及センターの普及指導員や農協の営農指導員、場合によっては先輩農家の指導を受けることが求められます。

農業経営は、計画に沿って手際よく進めることが大切です。経営と生活の安定が早期に図られるよう、わからないことは関係機関・団体に積極的に相談しましょう。様々な機関・団体がサポートしてくれます。

(1) 農業委員会

農業委員会は、市町村役場の中にあります。農業委員会選挙で選ばれた農業委員を中心に組織されている行政委員会で、地域の農業の担い手を育てることに力を入れています。新しく就農を希望する人が農地を取得するには、最終的に農業委員会での審議が必要ですので、あらかじめ色々相談しておくのもよいでしょう。

《業務内容》

- 農地法の許認可
- 農地の斡旋

(2) 農業協同組合(農協)／愛称(JA)

市町村には農協やその支所があり、農業経営や農村生活をする上で重要な役割を果たしています。農協には、その上に都道府県段階、全国段階の連合会があります。大部分の農家が組合員として加入しています。

《事業内容》

- 農業資材、生活物資の斡旋
- 農畜産物の集荷や販売
- 営農や生活資金の貸出
- 各種の制度資金の借入の主な窓口
- 預金の引受
- 生命共済など、営農と生活全般
- 制度資金ではまかなえない営農資金の貸出
- 就農に関する情報提供
- 農業技術等の研修教育、就農準備のための就農支援資金の貸付

(3) (公財)北海道農業公社 北海道農業担い手育成センター

(公財)北海道農業公社 北海道農業担い手育成センターは、新規に就農しようとする意欲的な人を支援するための北海道知事の指定を受けている法人です。

《業務内容》

- 就農相談
- 就農時のさまざまな支援活動
- 無料職業紹介
- 就農に関する情報提供
- 農業技術等の研修教育、就農準備のための就農支援資金の貸付

(4) 農業改良普及センター

《事業内容》

- 就農相談
- 就農関連の情報提供
- 営農計画の作成についての相談
- 研修先の紹介
- 制度資金の活用などの相談
- 農業改良資金の受付窓口
- 経営発展段階に応じた個別の技術・経営指導など、一貫した支援活動

(5) 地域担い手育成センター(175地域)

地域担い手育成センターとは、道内各市町村における「就農・体験実習受入などの窓口」で、市町村(市役所・町村役場)、農業委員会、農協、振興公社、振興機構のいずれかとなっています。

- 農業委員会(6町村)
厚沢部町、赤井川村、豊富町、大空町、置戸町、厚岸町
- 農 協(2町村2JA)
JAひろお、JA中札内村
- 市 町 村(167市町村)

13 参考資料

(1)《農業で使われる単位》

- 1 町(ちょう) = 3,000坪 ≡ 100a(アール) = 1ha(ヘクタール) = 10,000㎡
 1 反(たん) = 300坪 ≡ 10a(アール) = 1,000㎡
 1 畝(せ) = 30坪 ≡ 1a(アール) = 100㎡
 1 坪(つぼ) = 3.3㎡
 1 間(けん) = 1.8m

(2)《担い手の用語》

● 農業の担い手(現に農業を担うもの)

- * 認定就農者 : 新規に農業を始めようとするものが就農に必要な農業技術等の習得し、就農時における農業経営の目標などの位置づけについて自ら将来の5カ年間の農業経営計画を記載し北海道知事の承認を受けると「認定就農者」となり、就農に必要な支援制度が利用できるようになる。
- * 認定農業者 : 自ら計画的に農業経営の改善を図ろうとする意欲と能力のある農業者であって5年後を目標として作成した農業経営改善計画を市町村長が認定した者。
- * 農業生産法人 : 農地法の規定を満たして農地に関する権利の取得が認められている団体。

● 新規就農者(これから農業を担う者)

- * 新規学卒就農者 : 農家出身者で学校を卒業後、直ちに就農した者。
- * Uターン就農者 : 農家出身者で他の産業に従事後、就農した者。
- * 新規参入者 : 農業以外の出身者で就農した者。

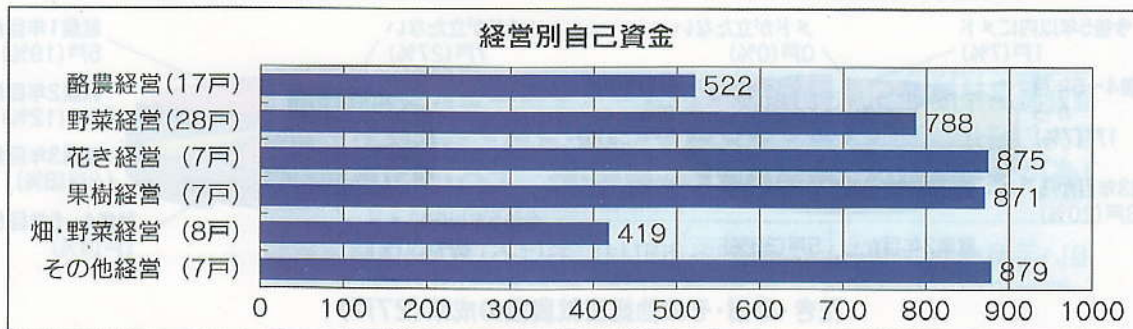
● 指導農業士とは、地域の農業の担い手を育成する指導的な役割を果たす農業者で、北海道知事により認定を受けた農業者のこと。

(3) 就農するために準備した自己資金 (この資料は新規就農者(新規参入者)の全国実態調査(20戸)結果、平成22年11月調査より引用)

ア 就農のために準備した自己資金(営農・生活)

営農資金	%	生活資金	%
200万円未満	20	200万円未満	20
200～400	25	200～400	60
400～600	30	400～600	10
600～800	15	600～800	0
800万円以上	10	800万円以上	10

イ 全国調査(20戸)と公社独自調査結果より(H22年11月調査)



- ◎酪農での自己資金が500万円程度で済むのは、支援制度が整っているため。
- ◎野菜・花きなどの施設園芸は、800～900万円程度となっている。
- ◎必要とする生活資金は、家族構成などによって異なるが、一般的には2年間分程度。
- ◎酪農は、基本的に生乳販売収入が毎日見込めるので必要とする生活資金は比較的少ない。

(4)先輩からのアドバイス (新規就農者(新規参入者)の実態調査結果(北海道農業担い手育成センター平成19年6月・平成23年3月調査)より引用)

ア 技術習得

～どのように技術を習得したか。技術習得に当たって～

- 始めは普及センターから基本を学ぶ。その後は詳しい農業者回りをする。
- 他人の良い事を盗む。本を読む。思った事はやってみる。先輩に聞く。
- どんな仕事(汚い、嫌)でも進んでやる努力が必要。就農後は全て自己完結なので経験しておくべき。
- 希望作物・品種、地域選定をしっかりしないと失敗するだろう。
- 酪農経営や技術は、1年づつ2戸の農家で実習、その後6年間の酪農ヘルパー中に習得。畑仕事はヘルパー期間中に手伝いながら(勤務時間外・休日等)習得した。

イ 資金の確保

～資金の確保、自己資金はどのくらい準備すべきか。～

- 融資のための保証人確保が大変～家族が生活可能な資金は必要。
- 就農支援資金と自己資金。就農時には1年分の生活費が必要。
- ①3年間無給で生活可能な自己資金。②就農時の施設・機械等の経費の6割以上自己資金。③土地購入費の3割以上の自己資金の確保が必要。
- 農業の収入は販売後となるので、その間の運転資金(最低1年位の生活資金を含む)を準備、小農具等にもメクラ経費がかかる。

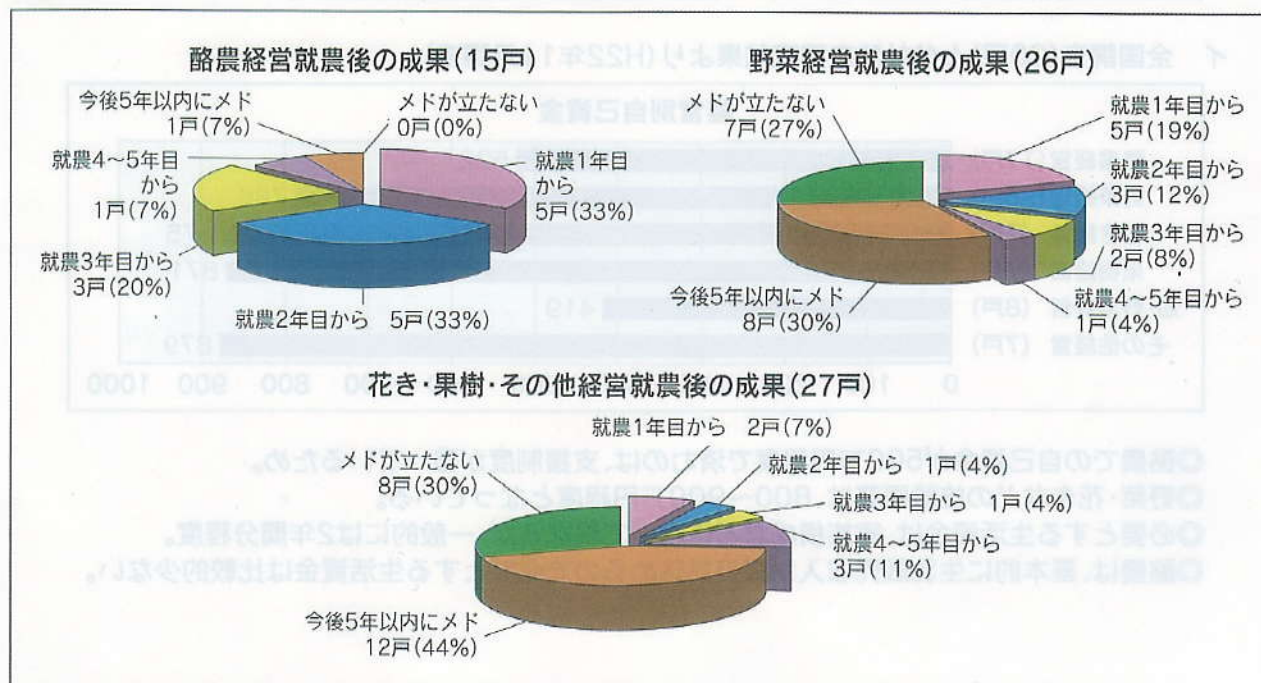
ウ 農地の確保

～どのように農地を選択し、農地を確保すればよいか。～

- 1年以上かけて選択した。作物栽培に適しているか、悪い場合自力で改善可能か考える。10年先を考え発展性の有無を判断する。
- 町、農委で話を進めて貰い、複数の候補から決定した。公的機関・組織の協力が必要です。
- 借地から始めたほうが良い。
- 経営形態・作物が決まっている場合は、それに合う場所をさがす。条件は排水良好地、年中使える安い水。住宅と農地は近接。風向・日照の良い場所。出荷先が近い。一生そこに住むため十分時間をかけて探す。
- 農委・役場の斡旋。農地の実状や気候は地域の人しか分らないので、地域農家との信頼関係が大切。

(5)就農後の経営状況

就農何年目から農業所得でやっていけるようになったか。(農業所得の確保状況 平成22年6月調査)



2 酪農経営移譲手法開発事例

「沖縄県での酪農経営移譲事例報告」

報告 1 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

事業第 1 部長 安田 正弘

沖縄県酪農農業協同組合の経営移譲手法開発事例

新規就農状況の取り組みの調査を目的に、今回、沖縄県酪農農業協同組合を訪問しました。同酪農協は昭和 49 年に設立され、今年で 39 年目を迎えます。今回は、代表理事組合長の新里重夫氏、参事の久場良保氏、販売課長兼酪農振興対策室長の金城孝男氏に、同酪農協の現状と今後の取り組みについてお聞きしました。



1. 酪農概況

現在の酪農家戸数は 68 戸、平成 24 年度の出荷乳量は 23,133 トンで、戸数は年々減少していますが、出荷乳量は酪農家の努力で何とか維持出来ているものの、これ以上戸数が減少することは何としても避けなければならないとの強い危機感を持って、新規就農者の確保に向けて取り組んでいる状況とのことです。

2. 酪農経営基盤の維持に向けて

後継者不足による廃業が最大の課題であるが、管内の大型牧場で従業員として働いていた沖縄県出身の 2 名と今回取材する横井直彦さんの計 3 名が、廃業予定の酪農家の設備、乳牛等を居抜きにて継承して新規に就農することがされました（23 年度：1 名、24 年度：2 名）。

今後も、沖縄県の事業「新規就農一環支援事業」を活用して、今後も廃業予定の酪農家の施設、乳牛を居抜き継承出来るように組合上げて取り組み、酪農基盤の維持を図っていく、とのことです。

3. ヘルパー事業について

現在、同酪農協管内には 2 つの酪農ヘルパー利用組合があり、利用組合参加戸数は合計で 35 戸（南部：28 戸、中部：7 戸）、管内酪農家の半数以上が加入されております。

特に、利用組合に参加されている酪農家は若い方が多く、年間の利用日

数は22日を超える状態が続いているとのこと。酪農ヘルパー要員は専任・臨時含めて2つの組合で9名（南部：7名、中部：2名）いますが、これ以上、利用希望が増えるとヘルパーが不足する事態になりそうだ、とのこと。

今回、新規就農者3名の中で、今回、新規就農をされた一人である横井牧場を訪問しました。

1. 横井さんのプロフィール

横井牧場は、経営主の横井直彦さん（39歳）、奥さんの美鈴さん（35歳）、長女の柊羽ちゃん（小1）、長男の健友くん（4歳）の4人家族です。

経営主の横井さんは、神奈川県小田原市の出身で、奥さんの美鈴さんは鹿児島県鹿児島市の出身で、横井さんが全酪連鹿児島駐在時代に結婚されました。

横井さんは、平成8年3月に大学を卒業後、全酪連に入会。平成11年2月に全酪連福岡支所に異動となり、購買推進課に勤務され、飼料の受発注業務を経験して、鹿児島県、沖縄県、福岡県内で酪農現場での飼料推進業務を経験されました。



2. 就農までの経緯

全酪連福岡支所時代に、沖縄県酪農農業協同組合に駐在し、沖縄の魅力に触れ、沖縄に永住しようかとも考えましたが、家族のこともあり、一旦は断念。しかしながら、福岡に異動となってから、改めて、沖縄で酪農をやりたい、という思いが強くなり、沖縄県酪農協に相談をしていたところ、居抜き継承の話が持ち上がり、思い切って全酪連を退職。そして、24年3月に沖縄県糸満市に移住し、継承予定の酪農家にて研修を開始。当初の予定では継承までに半年位を考えていましたが、ご主人が病気になり、予定より早く同年4月に40頭牛舎、搾乳牛12頭、ふん尿処理用のバキュームカー等を継承し、新たに経営主としてスタート。牛舎

敷地（400 坪）は前の経営主の親戚が持ち主のため、賃借しているとのこと。前の経営主から引き継いだ搾乳牛 12 頭と、北海道から導入した初妊牛 15 頭、計 27 頭で酪農を開始。就農に際して牛舎の改造を行ないましたが、これには、沖縄駐在事態に付き合いのあった地元の青年部が手伝ってくれたおかげで、短期間でかつ安価にすますことが出来ました。



3. 現在の経営概況

現在は、経産牛 31 頭（搾乳牛 28 頭）、初妊牛 6 頭、育成牛 3 頭の経営規模で、昨年産まれたメス子牛 15 頭は沖縄県家畜改良センターに預託しています。

労働力は、本人、美鈴さんの 2 名（酪農開始時は、前の経営主の奥さんが朝晩の搾乳時にはパートとして勤務していただいていたが、ご主人の病気のために途中からは夫婦 2 人で管理している）。

横井さん本人は、全酪連職員ということから乳牛についての知識は持っていたものの、実際の酪農現場での経験は少なく、また奥さんの美鈴さんは全くの素人であり、お互いに試行錯誤を繰り返しながらの一年でした、と話されていました。

飼料については、前の経営主時代から自給飼料を作付する圃場は無かったために全量購入し、分離給与方式で管理しています。

ふん尿処理については、自然流下式の構造のため、近隣のさとうきび栽培農家の圃場にスラリーで散布して処理しているものと、一部、堆積・発酵したものについては近隣の野菜農家に無償で分けており、今のところは問題なく処理出来ているとのことでした。

4. 今後の夢

就農してまだわずかであり、子供も小さいことから、現在の頭数規模で、個体能力を引き上げて、少数精鋭での経営を目指している。また、設備については出来る限り新たな投資は抑えながら、まずは経営の安定を第一に取り組んでいきたい、との考えです。

就農経営移譲手法開発事例

報告 2 ; 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

事務局長 佐藤 元二

沖縄県糸満市で、元酪農家の牧場の経営移譲を受け、新規就農を果たした横井直彦牧場を訪問し、その経営移譲手法開発を調査したので報告します。

1 新規就農者について

本人、横井直彦氏（39 歳）

奥様、美鈴さん（35 歳）

長女、^{しゅう}柊羽ちゃん小学校 1 年生

長男、^{けんゆう}建友ちゃん（4 歳）のご家族に犬 2 頭



家族でハイポーズ



牛舎のガード犬

2 新規就農までの経過

横井さんは神奈川県小田原出身で神奈川の大学を卒業後、就職した全酪連で福岡支所在籍中に鹿児島県、沖縄県駐在中に新規就農を果したい希望を持っていた。

平成 18 年に鹿児島駐在中に結婚し、19 年から沖縄駐在で酪農家を巡回するうちに酪農家への希望は強くなった。平成 24 年 3 月に退職し沖縄県酪農農業協同組合で酪農ヘルパーを希望したい旨沖縄県酪に相談していた。

同年 3 月に新規就農計画を実行に移したところ、現在地に経営移譲しても構わないとの情報を沖縄県酪の担当者から紹介された。居抜き継承の話を受け、糸満市の牧場で継承予定の酪農家で研修を開始した。牧場は東シナ海を見下ろす高台にあり、亜熱帯の沖縄で風が吹き抜ける環境の良い場所にある。

経営移譲するまで半年くらいを予定していたが、前の牧場主が病気になり急遽 24 年 4 月に経営移譲を受けた。

前の経営者は牧場から5～6キロ程離れた自宅から通い、酪農経営を行っていたので住居は牧場内には存在していない。横井氏も牧場から3分程度のキャロットハウス（余談；糸満市は人参の産地で有名なためアパートにもその名称がついている）に家族で住み近所には小学校があり、長女の柊羽ちゃんはその小学校に通っている。



長女、^{しゅう}柊羽ちゃんが通う小学校は牛舎から望める。牛舎から望める東シナ海

引き継いだ牧場は牛舎敷地400坪と40頭木造牛舎、堆肥舎、ロストル式牛舎で、搾乳牛12頭、糞尿処理用のバキュームカー等で牧場敷地は前の牧場主の親戚が保有しているため10年契約で賃貸した。



40 頭牛舎



搾乳機械室、バルククーラー

経営移譲と同時に乳牛導入を行い、北海道から初妊牛15頭導入した。合計27頭で酪農を開始した。このための経費は牛舎施設、堆肥舎、バキュームカー、トラクター等の買取で約500万円、さらに乳牛導入及び牛舎改修費用で約1,000万円を要した。

横井牧場はロストル式であるが、周辺に畑作農家が多く糞尿はスラリーで近隣のサトウキビ畑等に散布できるうえ、その他、固形糞は堆肥舎で堆積・発酵させたものがあり、近隣の野菜農家等に利用されている。糞尿処理では大変有利である。

調査時点では総頭数38頭、経産牛31頭でこのうち搾乳牛は28頭、出荷乳量は750キログラム/日で、乳質は問題ないとのことである。

育成牛は国頭村にある県の育成牧場に 15 頭預託している。預託料は 660 円 / 日である。沖縄県酪でも毎年 300 頭を入牧し、150 頭を下牧している。



育成牛



今朝出産しました、親子

今後の牧場の規模等を尋ねたが、40 頭牛舎でもあり、糞尿のこともあり最小の頭数で有意義な生活が出来る規模でやっていくとのことであった。

また、このことは、横井氏が研修等で作業を休む時には酪農ヘルパーを利用している。平均で月に 2 回の利用をしている。

毎日の作業は朝 4 時に牛舎に来て、搾乳等及び飼養管理の準備、5:30 から搾乳を行う。奥様は子供を学校に送り届けてから牛舎作業に加わる。夕方の作業は 3 時に搾乳等及び飼養管理の準備、4:30 から搾乳を行い、7 時までには終了する。奥様はこの間に子供たちを学校に迎えに行き、子供たちは一緒に牛舎の脇にある休憩室でお勉強をしたり、牛舎周辺で遊んでいる。



左、安田部長、中央左、県酪金城課長



けんゆう 建友ちゃん しゅう 柊羽ちゃん

中央右奥様 横井氏

一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

〒101-0047

東京都千代田区内神田2丁目5番3号

児谷ビル2階

TEL 03-5577-5135

FAX 03-5577-5136

メールアドレス : info@d-helper.lin.gr.jp

ホームページ : <http://d-helper.lin.gr.jp>